

	<p>これまでの日米間の宇宙協力においても、国際宇宙ステーションに関する協力では、国際宇宙基地協力協定（IGA）第18条3に従い、必要な物品等の日本への輸入の際に発生する消費税等が非課税とされてきた。そのため、新たに締結する日米宇宙協力に関する枠組協定においても、IGAと同様の非課税規定を設け、物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする必要性がある。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応 施策目標9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進
	政策の達成目標	日米宇宙協力の円滑化の実現及び消費税等の非課税の双務性の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	本協定が終了するまで維持
	同上の期間中の達成目標	非課税措置により関連機材の円滑な輸出入が行われ、日米間の宇宙協力が促進される。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	文部科学省、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び協力案件の性質に応じ追加的に指定される関係機関
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国において実施が見込まれる月探査関連の超大型機材の開発・製造や大規模実験・研究の際に必要な関連物品が米国から我が国に輸入される際に課される多額の消費税等が非課税とされることにより、日米宇宙協力の円滑化が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国際宇宙探査（アルテミス計画）に向けた研究開発等（令和4年度 14,063百万円） 内訳：・新型宇宙ステーション補給機（HTV-X） ・月周回有人拠点（ゲートウェイ） ・小型月着陸実証機（SLIM） ・火星衛星探査計画（MMX） ・有人と圧ローバ開発研究等の国際宇宙探査に向けた開発研究
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置は、アルテミス計画の一環である研究開発等に関連する事業である。
	要望の措置の妥当性	日米間で物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とすることは、日米宇宙協力の円滑な推進に資するものであり、また既に非課税措置を講じている米国との双務性を確保する上でも、要望の措置は妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	